

# 観光庁説明資料

---

平成31年2月1日

第2回国際文化交流の祭典推進会議

# 訪日プロモーション事業

2020年訪日外国人旅行者数4000万人等の目標達成に向けて、欧米豪をはじめとした全世界からの誘客、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会後も見据えたプロモーションのさらなる展開を実施。  
 また、観光財源を活用し、グローバルキャンペーン等の先進的なプロモーションを実施するとともに、ICT・ビッグデータ等の分析・活用による個人の関心にあわせた情報を発信。

## 1. 戦略的な訪日プロモーションの実施

### 国別戦略に基づくプロモーションの徹底

- 【欧米豪市場】**  
 国毎の市場特性を踏まえ、魅力ある**アクティビティ等の訴求力の高いコンテンツ**を中心としたプロモーションを実施。
- 【アジア市場】**  
 リピーターを含め更なる誘客促進のため、**個々の旅行ニーズに応じたきめ細かなプロモーション**を実施。

### 新たな市場からの誘客促進に向けた取組の推進

中東や中南米等の**訪日インバウンドの成長が見込まれる市場**において、**JNTOの現地事務所の設置準備**を進めるとともに、重点市場化に向けた**市場調査や先行試行的なプロモーション等**を実施



<現地消費者向け旅行博出展>



<海外広告宣伝の実施>

## 2. 先進的なプロモーションの実施

### グローバルキャンペーン

ウェブの閲覧・検索履歴等の分析により、その個人が**海外旅行に求める興味・関心（アウトドア等）**に応じた広告を展開（オンライン広告、メディア招請等）



### 地域の観光資源を活用したプロモーション

JNTOのデジタルマーケティングの分析結果等も活用し、外国人旅行者にまだ知られていない**地域の観光資源**を、地方運輸局・自治体・民間事業者等が連携してプロモーション



## 3. ICT・ビッグデータ等の分析・活用による個人の関心にあわせた情報の発信

- **JNTO内外のビッグデータやSNSの分析結果**等を蓄積・活用することで、プロモーションの効果や災害時の風評を迅速に把握し、更なる機動的なプロモーションにつなげる。
- **SNSの分析結果**を活用し、災害対応等の**安心安全情報**をJNTOのSNS等で**迅速に発信**するとともに、JNTOのウェブサイト上に、閲覧者の属性や関心に沿った**コンテンツを自動表示**



# 広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

H31予算額：1,391百万円

## 事業概要

訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、調査・戦略策定からそれに基づく滞在コンテンツの充実、広域周遊観光促進のための環境整備、情報発信・プロモーションといった、地域の関係者が広域的に連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して総合的な支援を行う。

## 支援制度

### ・補助対象事業：

各DMO策定の事業計画に位置づけられた訪日外国人旅行者の誘客を目的とする以下の取組（ただし、地方ブロック毎に開催される連絡調整会議における調整を行ったものに限る）

※DMO（観光地域づくりの舵取り役）：Destination Management/Marketing Organization

- ①調査・戦略策定
- ②滞在コンテンツの充実
- ③広域周遊観光促進のための環境整備
- ④情報発信・プロモーション

### 具体的な支援イメージ

データに基づき、訪日外国人旅行者に対して訴求力のある各種取組を実施するための調査・戦略策定に係る取組に対して支援。



マーケティング調査

調査結果や策定された戦略に基づき、訪日外国人旅行者の滞在の促進に繋がるコンテンツの充実に係る取組に対して支援。



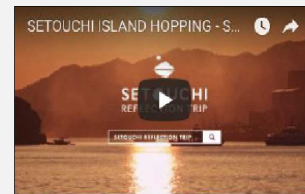
クルーズ船を活用したコンテンツの開発

滞在コンテンツの充実とあわせて、エリア内での周遊を促すための環境整備に係る取組に対して支援。

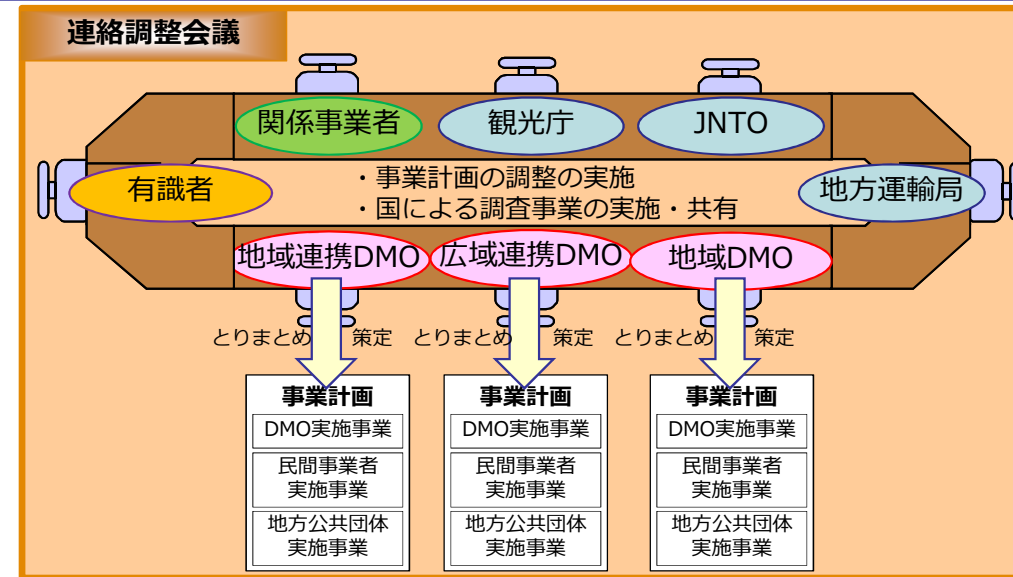


二次交通検索サイトの整備

調査結果や策定された戦略に基づき、エリア内のコンテンツの魅力や周遊を促すための受入環境に関する情報の効果的な発信に係る取組に対して支援。



SNS等による情報発信



### ・補助対象者：

事業計画に位置づけられた事業の実施主体  
（訪日外国人旅行者のニーズに応える取組を行うDMOその他民間事業者、地方公共団体）

### ・補助率：

定額（調査・戦略策定）  
事業費の1/2（滞在コンテンツの充実、広域周遊観光促進のための環境整備、情報発信・プロモーション）

※継続事業については2年目:2/5、3年目:1/3



# 地域観光資源の多言語解説整備支援事業

H31予算額：1,000百万円

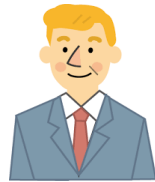
- 観光庁は、①文化庁・環境省と連携してわかりやすく魅力的な多言語解説文を作成できる英語のネイティブライター等の専門人材をリスト化し、②地域に派遣し解説文の作成を支援。及び、③解説文作成のノウハウを蓄積し、他地域へ横展開できるようにガイドラインを作成。
- 文化庁においては世界文化遺産や国宝・重要文化財等について、環境省においては国立公園について、最先端技術も駆使しながら外国人に魅力ある観光ストーリーを多言語発信支援。

## 観光庁：地域観光資源の多言語解説整備支援事業

※Writer/Editorを派遣し、文化財の魅力ある多言語解説文の作成支援



※タッチパネル式解説板による案内  
(日本語音声・多言語字幕)



専門人材



- ①ネイティブ専門人材のリスト化
- ②解説文の作成費用 100地域程度
- ③ガイドライン作成

※Writer/Editorを派遣し、国立公園の魅力ある多言語解説文の作成支援



※2次元コードによる自然資源の多言語解説の整備（多言語音声・テキスト）

## 文化庁：世界文化遺産や国宝・重要文化財等

- ・ 地域の文化財を一體的に整備・支援
- ・ 観光資源としての価値を高める美装化への支援
- ・ 文化財の魅力を伝える案内板・解説板の設置



## 環境省：国立公園34公園

- ・ 登山道やビジターセンター、トイレ等基盤的な利用施設の整備
- ・ 自然を活かした体験型コンテンツの充実、ガイド人材の育成
- ・ 国立公園の魅力を伝える案内板・解説板の設置



# イベント民泊について

## 概要

- イベント民泊とは、年数回程度※のイベント開催時に、宿泊施設の不足が見込まれることにより、自治体の要請等により自宅を旅行者に提供するもの
  - ※ 同一の住宅において、年に複数回実施されたとしても、イベント民泊実施期間中に宿泊者の入れ替わりがない態様で行われる限り、「旅館業」に該当しないものである。
- 旅館業法の例外として同法の許可なく事業の実施が可能であるが、自宅提供者・宿泊者・近隣住民間のトラブル防止の観点や、衛生面、治安面に関する事故予防の観点からの配慮も求められることから、国において、イベント民泊を実施する自治体において行うべき手続の内容や留意事項等についてガイドラインとして示している。

## イベント民泊の実施に係る自治体の作業のフロー等

### 自治体の作業フロー

- 自治体における意思決定（宿泊施設が不足するかどうか等を踏まえ、イベント民泊を活用するかどうかについて決定）
- 自宅提供者への要請（自宅提供希望者の公募・要請）
- 自宅提供者に対する研修等の実施（自宅提供者が留意すべき事項）
- イベント期間中、苦情受付窓口の設置
- イベント後、厚労省への実施状況の報告

### 自宅提供者の留意すべき事項

- ✓ 宿泊者の本人確認
- ✓ 宿泊者名簿の保存
- ✓ 契約条件の明確化
- ✓ 反復継続した宿泊の不可
- ✓ 宿泊者へのゴミ処理方法の説明等
- ✓ 警察への協力

○詳細については、下記をご参考。

・「イベント民泊ガイドライン」（平成28年4月1日付観光庁観光産業課・厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品全部生活衛生課事務連絡）

・「規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）」に基づくイベント開催時の旅館業法上の取扱いについて」（平成29年12月26日付厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）